

平成 18 年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《本年の給与勧告のポイント》

職員の給与が民間給与を 0.78% 上回っており、当該較差を解消するため、月例給の引下げ

給料表及び扶養手当の引下げ

平成 19 年度以降の新たな給与制度の構築に向けた取組

給料表水準の引下げ

地域手当の支給割合の引上げ

1 職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の 455 事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された 112 事業所について調査を行うもの

2 公民給与の比較方法の見直し

比較対象企業規模を 100 人以上から 50 人以上に改めたほか、比較対象従業員の範囲をスタッフ職の従業員等に拡大した。

3 公民較差

3,294 円 (0.78%) < 昨年 1,671 円 (0.39%) >

民間給与	職員の給与	較 差
420,233 円	423,527 円	3,294 円 (0.78%)

4 本年の給与の改定

- (1) 公民較差の解消を図るため、給料表及び扶養手当について、民間における支給状況を考慮して引き下げること。
- (2) 実施時期については、所要の調整措置を講じた上、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

5 新たな給与制度の構築

- (1) 国に準じて、給料表水準を引き下げること。
- (2) 国に準じて、地域手当の支給割合を引き上げること。
- (3) 実施時期については、平成 19 年 4 月 1 日から実施すること。

6 職員の勤務条件等に関する諸課題

(1) 能力・実績に基づく人事管理

新たな人事評価制度の導入、新たな人事評価制度の運用上の対応

(2) 人材の確保・育成

多様で有為な人材の確保、係長昇任選考制度の見直し、局別人材育成計画の活用

(3) 女性職員の登用の拡大

(4) 時間外勤務の縮減

(5) 職業生活と家庭生活の両立支援

育児短時間勤務についての人事院の意見の申出、勤務時間の弾力化、育児休業の取得促進

(6) メンタルヘルス対策

復職支援研修（リワーク研修）の活用、外部機関の活用

(7) 公務員倫理の確保

【参考】

1 給与勧告に伴う職員の平均給与月額

現行の給与月額	改定額	改定後の給与月額	平均年齢
423,527 円	3,294 円	420,233 円	41.8 歳

2 給与勧告に伴う職員の平均年間給与

現行の平均年間給与	改定後の平均年間給与	平均年間給与の減少額
6,967,000 円	6,913,000 円	54,000 円 (0.78%)

3 給与勧告に伴う所要額（見込）

(1) 企業職を除いた場合 約 6 億 8,000 万円

(2) 企業職を含んだ場合 約 8 億 5,000 万円